

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号

8入札第3号

(2) 購入物品名及び数量

長崎県公報（定例）【単価契約】

予定数量 22,682 小口（1回平均 10.414 小口×22部×年99回（毎週火・金曜、月7～9回発行）

規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(3) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第11号）」を、持参、郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）又はFAXにて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書へは登録番号を必ず記載すること。

※郵送、FAXで申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求め場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕令和8年2月12日 17時00分（必着）

(4) 物品等の納入場所及び契約（納入）期間

〔納入場所〕仕様書のとおり

〔契約期間〕契約締結日から令和9年3月31日

〔納入期間〕令和8年4月1日から令和9年3月31日

(5) 契約の形態

物品の買入れとする。

(6) 最低制限価格

設定しない。

(7) 印刷積算内訳書

提出すること。

(8) 入札期日及び場所

〔入札期日〕令和8年2月13日 10時00分 開始

〔入札場所〕長崎県庁行政棟1階 入札室

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

(9) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第6号）」を下記提出場所へ令和8年2月6日 17時00分までにFAXにて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和8年2月10日までに「質問への回答書（調達様式7号）」によりFAXにて回答する。また、回答のうち全参加者に関する内容は物品管理室HPに掲載する。

① 仕様書に関する質問提出場所 総務文書課 法制・公益法人班

FAX095-895-2547 TEL095-895-2114

② 調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

FAX095-894-3468 TEL095-895-2881

(10) 入札書の記載方法

- ア 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語並びに日本国通貨に限る。
- イ 入札書には**1小口あたり**の単価を記載すること。また、当該単価に1円未満の端数がある場合は、小数第2位までとすること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1小口あたりの契約希望単価の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。なお、当該消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとする。）
- ウ 入札書の入札金額は訂正することができない。
- エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- オ 入札者が代理人である場合は、「委任状(調達様式第9号)」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

（※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。）

【注意事項】

- ・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札番号、入札物件名を記入し提出して下さい。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

(11) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（契約単価に予定数量を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をいう。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000万円以上
- ②2,000万円未満500万円以上
- ③500万円未満

(12) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札をしたとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の金額が訂正されているとき。
- ス 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(13) 落札者の決定

- ア 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定です。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合があります。

よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書（4枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。

(14) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。なお、契約書の内容には、個人情報の保護に関する特記事項の記載があります。
- ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(15) 競争入札の参加資格

- ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和8年2月1日現在で得ていること。
なお、「一般印刷」の登録者に限るものとする。
- エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。
- オ 長崎県印刷物調達制度合理化対策要綱第6条に定める等級がA又はBの者であること。

カ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

キ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

〔名 称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕 095-895-2881

<長崎県公報（定例）の印刷業務仕様書>

1 契約期間

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(2) 納入期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2 内容、様式等

(1) 内容

長崎県公報（定例）の作成

長崎県公報（定例）は、毎週火曜日及び金曜日に発行する。ただし、発行日が県の休日に当たるときは、その日の翌日に発行するものとする。

また、12月29日から1月3日まで及び掲載事項がないとき等は、発行を休止する。

(2) 規格

日本産業規格A列4番

(3) 様式

別添見本のとおり。詳細は、別途指示する。

1行当たりの文字数を50字、1ページ当たりの行数を50行とする。

書体のフォントは、ユニバーサルデザインフォントを使用するものとする。

(4) 文字の大きさ

10ポイント明朝体とする。ただし、表中は9ポイント明朝体を使用し、見出し等には11.5ポイント又は10ポイントの太ゴシック体を使用すること（詳細は別紙見本のとおり。）。文字は同一メーカーのものを使用し、字体を統一すること。

(5) 印刷方法

オフセット印刷

(6) 紙質

中質紙又は更紙で49g/m²以上のもので、古紙パルプ配合品であること。

(7) 仕上げ

丁合のみ・2穴あけ（15小口以上の場合は針金留めとする。）。郵送分については、縦に2つ折りにし、帯封への入れ込みまでを行う。

(8) 帯封の作成

郵送分の帯を作成する（郵送先の宛名印刷も含む。1回当たり2部程度（部数については、年度途中での若干の変更が有り得るので、その際は指示に応じること。））。

帯封の作成は、公報発行の都度とする。

(9) 1 回当たりの発行部数

22 部（必要に応じて増刷することとし、増刷部数は原稿を渡す際に指示する。）

（予定数量）

22,682 小口

（1 回平均 10.414 小口 × 22 部 × 年 99 回（毎週火・金曜、7～9 回/月発行））

3 入稿の時期等

(1) 原則

原稿の入稿については、原則として発行日の 7 日前（その日が県の休日の場合は、その前日とする。）に、総務文書課（法制・公益法人班）から印刷業者に対し、原稿の電子データ（マイクロソフトワード、マイクロソフトエクセル又は一太郎による文書が混在する。）のメール送信にて行う。

なお、電子データについては、原稿の性質により総務文書課（法制・公益法人班）が作成して渡すことができないものもあるので、その際は原稿（PDF 形式に編集したデータ）により入力するものとする。

(2) 例外

ア 原稿の量が多い場合等には、3(1)の原則よりも前に原稿を渡す場合があるが、その場合は告示番号等が入らないことがあるので、校正段階での修正で対応することとする。

イ 原稿によっては急を要するものがあり、この場合、入稿の時期が 3(1)の原則よりも遅れることがあるが、極力それに応じることとする。

ウ 入稿した原稿が不完全の場合に入稿後修正することがあるが、それに応じることとする。

4 校正

(1) 校正段階での項目そのものの削除や挿入、多くの字数にわたる加筆修正等によりページ数の大幅な増減等を伴う修正（概ね 20 ページ程度の増減）にも必ず応じることとする。別途の作業料は認めない。

(2) 校正は原則として 1 回とする。入稿後に修正する場合等があるときは、初校の段階において総務文書課が指示するので、必要に応じて再校を行うこととする。

(3) 校正の提出については、事務の能率化のため、必ず PDF 形式に編集したデータを電子メールにて総務文書課（法制・公益法人班）に送信すること。

この場合、PDF 形式にしたデータの容量は、1 ページ当たり 10 キロバイト以下とすること。校正がある場合は、メール送信にて朱書き訂正原稿を送信する。

5 納品

(1) 原則として、発行日の午前 10 時までに、下記のとおり納品すること。なお、この部数等については、年度途中で若干の変更が有り得るので、その際は指示に応じることとする。

と。また、納品の前に印刷方法の確認をするために、公報の印刷に立ち会う場合がある。

(通常分)

場所 県庁4階総務文書課(法制・公益法人班)

部数 20部(15部と5部に分けてそれぞれ帯封をすること。)

(別途指定する郵送分)

場所 県庁4階総務文書課(法制・公益法人班)

部数 2部

縦に2つ折りにし、郵送用の帯封をしたうえで納品すること。

(増刷分)

場所 別途指示する場所

部数 指示した増刷部数

(2) 必ずPDF形式に編集した校了データをメールにて総務文書課(法制・公益法人班)に送信すること。

PDFファイルを入札額に含むこと。

PDFファイルの名称は、次の例によること。

令和6年1月12日(金)付け長崎県公報第11281号の場合

060112_11281.pdf

PDFファイルにしおりを作成すること(別添「PDF作成について」を参照のこと。)

6 その他

(1) 公報の登載様式、記載方式には一定の細かい定めがあり、原稿において指示できない部分が多いので、印刷業者がこれらの定めにも習熟するとともに、校正段階での修正に応じること(別添「公報作成要領について」を参照のこと。)

(2) 原稿内容は、公報の発行日に県の担当者が納品を確認するまでは未発表のものであるため、取扱いに注意し、内容を漏らさないこと。

(3) 文字、記号等については、あて字、略字等は認めない。必ず紙原稿どおりに印刷すること。

(4) PDF形式データにおいて、県が指定する個人情報(主に、公示送達に係る公示事項のうち、氏名等の一部の情報)については、以下「画像化対策の具体的な方法」のとおり画像化し、作成すること(年間作業見込み:約6件)。

見込み件数は、契約期間中の作業件数を保証するものではない。

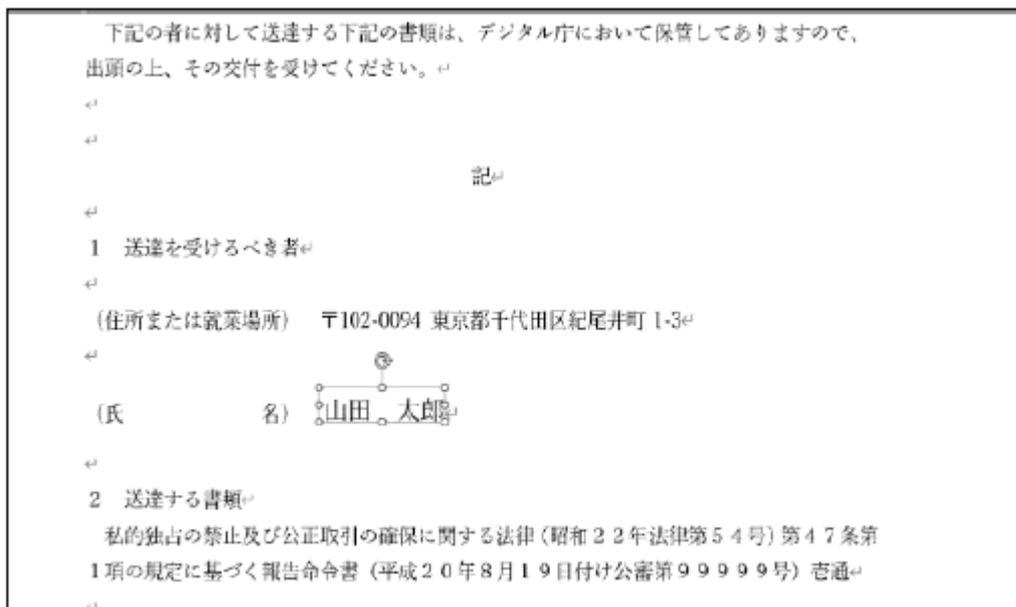
画像化により、公示される情報がコンピューターソフトウェアによるクローリングやウェブスクレイピングによって即座に文字列情報として取得される可能性を一定程度低減すること。

・画像化対策の具体的な方法

県において作成した原稿の電子データのうち、氏名等のプライバシーへの配慮を

要する情報（県が指定するもの）について、JPEG などのファイル形式で挿入する。

（関連する参考イメージ）以下の氏名部分のみ画像になっている。



毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

(注) 令和8年度は、UDフォントを使用すること。

目 次

<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園内県営公園施設指定管理者の指定 ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定 ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ・生活保護法に基づく指定介護機関の指定 ・生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（2件） ・保安林の指定の予定 ・指定管理者の指定 	<p>所管課（室）名</p> <p>自然環境課</p> <p>福祉保健課</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>障害福祉課</p> <p>〃</p> <p>林政課</p> <p>都市政策課</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営換地変更計画の決定 ・測量の終了（2件） 	<p>農村整備課</p> <p>建設企画課</p>
<p>◎ 選挙管理委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長崎県選挙管理委員会委員長の選出について ・長崎県選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について 	<p>選挙管理委員会書記室</p> <p>〃</p>

告 示

長崎県告示第11号

自然公園内県営公園施設条例（昭和32年長崎県条例第20号）第2条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
雲仙公園テニスコート	雲仙市小浜町雲仙500番地1 株式会社 青雲荘 代表取締役社長 長橋 慶治	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
大浜園地休憩施設	佐世保市宇久町平1926番地 株式会社 丸勝興産 代表取締役 森田 清文	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

金泉寺山小屋及び野営施設	諫早市多良見町野川内31番地 多良岳金泉寺山小屋の会 会長 川原 康廣	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
--------------	---	---------------------------

長崎県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
鳥越歯科	鳥越 真一	長崎県大村市本町585-4	令和5年12月1日	令和11年11月30日
五島市伊福貴診療所	五島市長	長崎県五島市伊福貴町376番地13	令和5年11月1日	令和11年10月31日
幸町デンタルクリニック	医療法人光洋会 理事長 野島 洋	長崎県諫早市幸町35-11	令和4年11月1日	令和10年10月31日
腎・泌尿器科 松尾りょういちクリニック	医療法人 恵星会 理事長 松尾 良一	長崎県西彼杵郡時津町浦郷270番地8	令和5年11月1日	令和11年10月31日
きのした眼科	医療法人 KEC 理事長 木下 博文	長崎県西彼杵郡長与町高田郷13番地1	令和5年11月1日	令和11年10月31日
中田クリニック	医療法人 中田クリニック 理事長 中田 俊則	長崎県大村市古賀島町368番地1	令和5年11月1日	令和11年10月31日
医療法人 星和会クリニック	医療法人 星和会クリニック 理事長 大坪 孝行	長崎県諫早市永昌東町2番17号	令和4年11月1日	令和10年10月31日
やまのかぜ眼科	時村 源一郎	長崎県諫早市真崎町897番地1	令和5年11月1日	令和11年10月31日
しまばら薬局	島原薬品合資会社しまばら薬局 代表社員 織田 堅一郎	長崎県島原市広馬場町336	令和5年11月1日	令和11年10月31日
吉田歯科	吉田 延寿	長崎県諫早市福田町2番31号	令和5年11月30日	令和11年11月29日
諫早ふじた歯科・矯正歯科	医療法人夢昂会 理事長 藤田 浩一	長崎県諫早市多良見町中里129番地14	令和5年11月1日	令和11年10月31日
にしぐち歯科クリニック	医療法人にしぐち歯科クリニック 理事長 西口 公章	長崎県諫早市城見町10番7号	令和5年11月1日	令和11年10月31日
有限会社 モリタ薬局	有限会社 モリタ薬局 代表取締役 森田 寧	長崎県諫早市多良見町化屋723-14	令和5年11月1日	令和11年10月31日
松嶋歯科医院	松嶋 泰	長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触550-2	令和5年11月22日	令和11年11月21日

医療法人 副島内科クリニック	医療法人副島内科クリニック 理事長 副島 慎一	長崎県雲仙市小浜町北本町11番地5	令和5年11月1日	令和11年10月31日
医療法人 なかむら整形外科	医療法人 なかむら整形外科 理事長 中村 昌一	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1080番地1	令和5年11月1日	令和11年10月31日
医療法人まつなが皮ふ科	医療法人まつなが皮ふ科 理事長 松永 義孝	長崎県西彼杵郡長与町斉藤郷45番地4	令和5年11月1日	令和11年10月31日
医療法人かわむら内科	医療法人かわむら内科 理事長 川村 純生	長崎県北松浦郡佐々町市場免7番地1	令和5年11月1日	令和11年10月31日
医療法人 野田会 宮下歯科クリニック	医療法人 野田会 宮下歯科 クリニック 理事長 宮下 剛一	長崎県諫早市幸町39番31号	令和5年12月1日	令和11年11月30日
岩崎歯科医院	岩崎 三治	長崎県松浦市志佐町浦免1723-5	令和5年12月17日	令和11年12月16日
有限会社 みくりや調剤薬局	有限会社みくりや調剤薬局 代表取締役 藤村 薫	長崎県松浦市御厨町里免401	令和5年12月24日	令和11年12月23日
医療法人ホーム・ホスピス中尾クリニック	医療法人ホーム・ホスピス 中尾クリニック 理事長 中尾 勘一郎	長崎県西彼杵郡長与町高田郷2202-1	令和5年12月1日	令和11年11月30日
おおが歯科クリニック	医療法人ファイブスター 理事長 大賀 弘毅	長崎県西彼杵郡時津町日並郷1320-98	令和5年12月1日	令和11年11月30日
医療法人 八並整形外科・リハビリテーション医院	医療法人八並整形外科 理事長 八並 幹	長崎県東彼杵郡波佐見町志折郷2114-6	令和5年12月1日	令和11年11月30日
医療法人 小値賀歯科診療所	医療法人小値賀歯科診療所 理事長 東 繭	長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2720番地3	令和5年12月1日	令和11年11月30日
医療法人社団博友会 徳田医院	医療法人社団博友会 理事長 徳田 博昭	長崎県北松浦郡佐々町本田原免228	令和5年12月1日	令和11年11月30日

長崎県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
朝永歯科医院	朝永 公正	長崎県雲仙市吾妻町牛口名字平之石428-3	令和5年10月1日
腎・泌尿器科 松尾りょういちクリニック	松尾 良一	長崎県西彼杵郡時津町浦郷270番地8	令和5年10月31日
きのした眼科	木下 博文	長崎県西彼杵郡長与町高田郷13-1	令和5年10月31日

中田外科胃腸科	中田 俊則	長崎県大村市古賀島町368-1, 367-6	令和5年10月31日
---------	-------	------------------------	------------

長崎県告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
国見調剤薬局	長崎県雲仙市国見町神代乙214-3	神崎 啓太郎	長崎県雲仙市国見町多比良丙399-12	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和5年9月1日
たぐち薬局	長崎県島原市江戸丁1873番地6	有限会社たぐち薬局 代表取締役 田口 守	長崎県島原市上新丁1丁目2534-1	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和5年6月1日
社会福祉法人 福医会 さいかいクリニック	長崎県西海市大島町1876-59	社会福祉法人 福医会 理事長 山田 直樹	長崎県西海市大島町1876-59	訪問看護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導	令和5年12月1日
近藤歯科医院	長崎県五島市富江町富江160-3	近藤 勝則	長崎県五島市富江町富江160-3	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和6年1月1日

長崎県告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
はり・きゅう	中竹 康	長崎県大村市竹松本町962-5			令和5年10月8日

長崎県告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人 MOMOクリニック	長崎市勝山町10-1 プライムM勝山ビル	令和5年11月1日

長崎県告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
光武内科循環器科病院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15-3	令和6年1月1日

長崎県告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
日本調剤 桜馬場薬局	長崎市桜馬場1-2-4	令和6年1月1日
久原薬局	大村市久原2丁目999番地11	令和6年1月1日
有限会社 小嶺薬局	長崎市船大工町1-15	令和6年1月1日
ミツバチ薬局 横尾店	長崎市横尾2丁目13-2	令和6年1月1日
原田薬局 西栄田店	諫早市西栄田町662-5	令和6年1月1日
花しょうぶ薬局	大村市大川田町363番地1	令和6年1月1日

長崎県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林予定森林の所在場所
南松浦郡新上五島町有川郷字かしの口2346の1・2369の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び新上五島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

長崎県告示第20号

長崎県立都市公園条例（昭和35年長崎県条例第39号）第21条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
西海橋公園	西海市西彼町大串郷25番地9 グリーンメイク・岩永造園・中村造園指定管理者 共同企業体 代表 岩本 博美	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
平戸公園 田平公園	諫早市宇都町27番1号 一般社団法人長崎県公園緑地協会 会長 大久保 潔重	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
百花台公園	諫早市宇都町27番1号 長崎県公園緑地協会・八江グリーンポート共同体 代表者 大久保 潔重	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

公 告

県営換地変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定に基づき、県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））駄野地区につき換地計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第8項の規定による裁決に不服がある者は、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に審査請求の裁決に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供する書類
駄野地区換地変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年1月12日から令和6年2月1日まで
- 縦覧場所
平 日：波佐見町役場農林課
土日祝日：波佐見町役場警備員室

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島振興局

長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
南松浦郡新上五島町	令和5年12月21日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長から公共測量（空中写真測量、数値地形図作成、航空レーザー測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年1月12日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県佐世保市～東彼杵郡東彼杵町	令和5年11月30日

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第1号

令和5年12月26日の選挙管理委員会において、長崎県選挙管理委員会委員長に次の者が選出された。

令和6年1月12日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

住 所	氏 名
長崎県長崎市	渡邊 敏則

長崎県選挙管理委員会告示第2号

令和5年12月26日、長崎県選挙管理委員会委員長の職務代理者に次の者を指定した。

令和6年1月12日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

住 所	氏 名
長崎県東彼杵郡波佐見町	中島 廣義

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

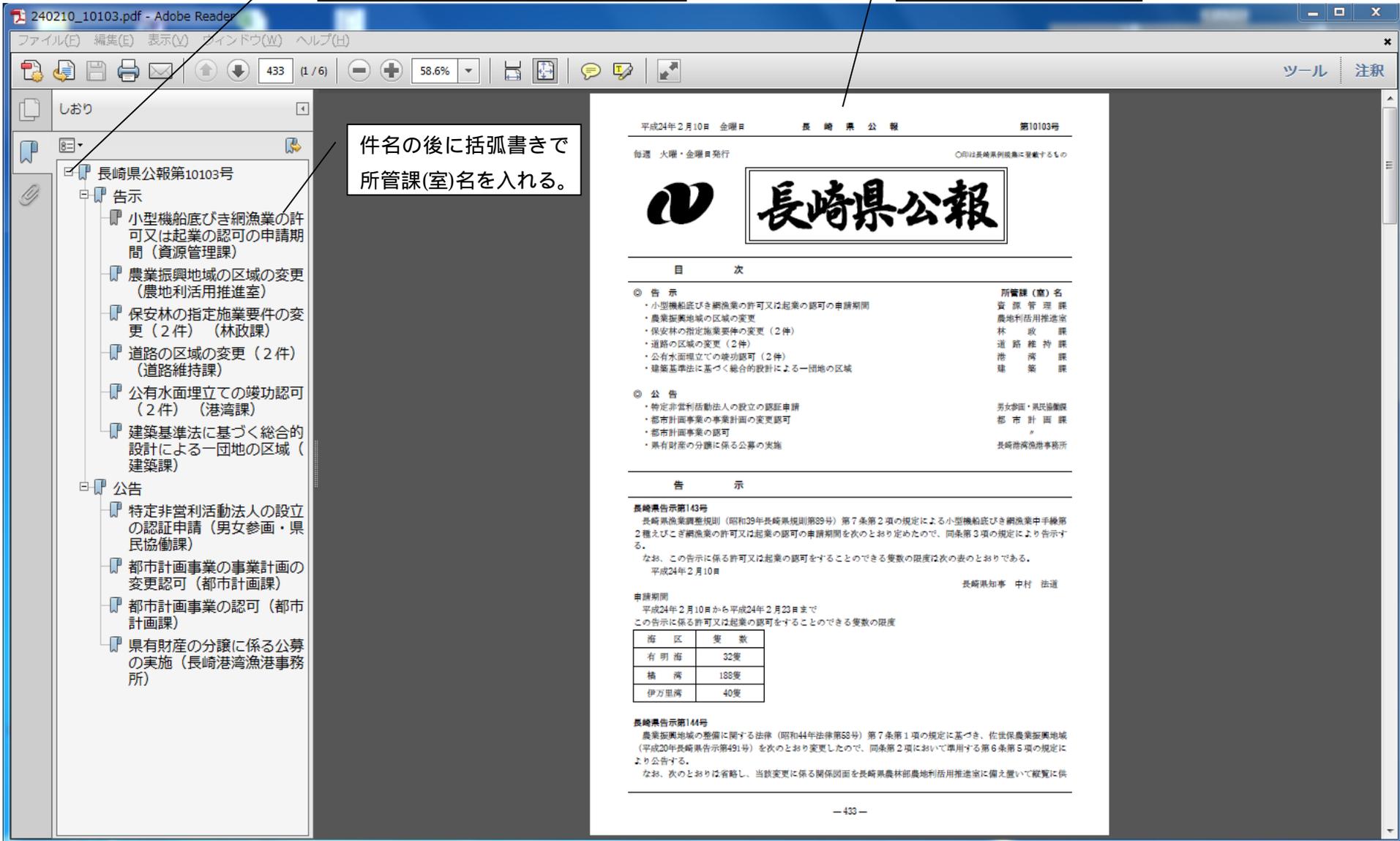
印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト

(別添) PDF 作成について

しおりを作成し、クリックすると該当ページに移動するように設定する。

ページ全体表示で PDF ファイルが開かれる。



件名の後に括弧書きで所管課(室)名を入れる。

目次の原稿(目次サンプル)

公報登載原簿

番号	告 示	所 管 課 (室) 名	年月日	公報番号
1 596	長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正	福 祉 保 健 課	R6.12.6	11372

番号	公 告	所 管 課 (室) 名	年月日	公報番号
1	土地改良区の役員の退任	農 村 整 備 課	R6.12.6	11372
2	測量の実施(2件)	建 設 企 画 課	"	"
3	公開による意見の聴取の実施	建 築 課	"	"

番号	長 崎 県 病 院 企 業 団 告 示	所 管 課 (室) 名	年月日	公報番号
1 4	長崎県病院企業団議会臨時会の招集	長 崎 県 病 院 企 業 団	R6.12.6	11372